

暴力の被害者および被害者の家族の「休暇 および合理的配慮を受ける権利」

お知らせ



Civil Rights
Department
STATE OF CALIFORNIA

注:雇用主は、労働者の採用時、毎年、要求があった際、そして労働者が自ら暴力の被害者または被害者の家族であることを申し出た場合に、この情報を提供しなければなりません。暴力の被害者には、家庭内暴力、性的暴行、ストーキング、暴力的な脅迫、危険な武器の使用または所持を伴う行為、または負傷を引き起こすいかなる暴力の被害者も含まれます。

暴力被害に関する休暇取得の権利

- あなたには、陪審員としての任務を果たすため、または召喚状や裁判所の命令に従って証人として出廷するために、仕事を休む権利があります。雇用主の規模にかかわらず、すべての労働者にこの権利があります。
- 暴力の被害に遭った場合、自分やお子さんの健康、安全、福祉を守るために保護措置（接近禁止命令など）を求めるための時間を仕事を休んで確保する権利があります。雇用主の規模にかかわらず、すべての労働者にこの権利があります。
- あなたが暴力の被害者または暴力の被害者の家族であり、雇用主に25人以上の従業員がいる場合、次のいずれかの理由で仕事を休む権利があります：
 - 将来の暴力から自分や家族を守るための安全計画への参加や、その他の保護措置を講じるため
 - 暴力に関連する民事、行政、または刑事の法的手続き（たとえば裁判の公聴会など）に備えたり、参加したり、出席したりするため
 - 暴力行為のあとに子どもや扶養している成人を安全に保つために必要な場合に、保育や介護を求める・受ける・提供するため
- 暴力による怪我から回復中の家族を介護するため
- 以下のような暴力に関連する支援を自分が受ける、または家族が受けられるよう手助けするため：民事または刑事の法的支援、接近禁止命令その他の保護措置、負傷に対する治療、家庭内暴力のシェルターや支援プログラム、性暴力被害者支援センター、被害者支援団体・機関からのサービス、心理カウンセリング、メンタルヘルスサービス、住居の確保（引っ越し、一時的または恒久的な住居の確保、子どもの新しい学校や保育施設への登録を含む）
- あなたが暴力の被害者、または暴力によって亡くなった被害者の家族である場合、これらの理由により最大12週間の休暇を取得することができます。あなた自身は被害を受けていないものの、生存している暴力被害者の家族である場合、これらの理由により最大10日間の休暇を取得することができます。ただし、転居に関しては、最大で5日間まで取得可能です。
- この通知に記載された理由で仕事を休む場合は、利用可能な有給休暇、特別休暇、私用休暇、または有給の病気休暇を充てることができます。

暴力の被害者および被害者の家族の「休暇 および合理的配慮を受ける権利」

お知らせ



Civil Rights
Department
STATE OF CALIFORNIA

- やむを得ない場合を除き、休暇を取る前に雇用主へ事前通知を行う必要があります。事前に通知できなかった場合でも、欠勤の理由を裏付ける書類を合理的な期間内に雇用主へ提出すれば、雇用主はあなたを処分することはできません。

機密保持に関する権利

- • あなたが被害者、または被害者の家族である場合、休暇の申請や合理的配慮に関する情報は、連邦法または州法で開示が義務づけられている場合、または職場での安全を守るために必要な場合を除き、雇用主は秘密を守らなければなりません。雇用主があなたやあなたの状況に関する情報を開示しようとする場合は、事前にあなたに通知しなければなりません。

身の安全を守るための合理的配慮を 求める権利

- ご自身やご家族が暴力の被害者である場合、職場での安全を確保するために合理的配慮を求める権利があります。雇用主は、どのような対応ができるかをあなたと相談しながら決める必要があります。
- 雇用主は、あなたの申し出が被害者または被害者の家族であることに関係している旨を証明する書類の提出を求めることがあります。

嫌がらせや差別から守られる権利

雇用主は、以下の理由によってあなたを処分したり、不当な扱いをしたり、解雇したりすることはできません：

- あなたが家庭内暴力、性的暴行、ストーキング、暴力的な脅迫、または負傷を引き起

こす暴力の被害者またはその家族である場合。

- あなたが暴力から回復するため、または暴力に関連する支援を受けるために休暇を申請した場合。
- あなたが職場での安全を確保するための合理的配慮を求めた場合。

その他の法律に基づく保護を受ける こともできます：

- 賃金補償：健康の問題や深刻な病状の家族を介護するために仕事ができない場合、賃金補償を受けることができる場合があります。州の所得補償保険 (SDI) は、一時的に働けなくなった場合に短期的な賃金補償を提供します。有給家族休暇 (PFL) は、深刻な病気にかかった家族の介護などの理由で、短期的な賃金補償を提供します。賃金補償について詳しく学ぶか、請求を行うには、雇用開発局 (EDD) にオンライン (<https://edd.ca.gov/>) または電話 (800-480-3287:SDI用、877-238-4373:PFL用) でお問い合わせください。
- 家族休暇および医療休暇：カリフォルニア州家族権法 (California Family Rights Act) に基づき、あなた自身または家族の深刻な健康状態のため、または子どもの出産、養子縁組、または里親制度による養育を理由に、仕事を休む権利があります。家族休暇および医療休暇について詳しくは、bit.ly/CRD-leave をご覧ください。もし自分の権利が侵害されたと思う場合は、CRDに不服を申し立てることができます。
- 忌引き休暇：忌引き休暇は、対象となる従業員が家族の死後、3ヶ月以内に最大5日間の休暇を取ることができます。休暇は

暴力の被害者および被害者の家族の「休暇 および合理的配慮を受ける権利」

お知らせ



Civil Rights
Department
STATE OF CALIFORNIA

一度にまとめて取る必要はありません。忌引き休暇の保護について詳しくは、bit.ly/CRD-Bereavement をご覧ください。もし自分の権利が侵害されたと思う場合は、CRDに不服を申し立てることができます。

- 特定の犯罪に関する裁判に出席するための休暇：特定の犯罪の被害者またはその家族は、労働法第230.2条および230.5条に基づき、関連する裁判に出席するために休暇を取る権利があります。詳しい情報を知るか、または労働局 (Department of Industrial Relations) の労働委員会に不服を申し立てるには、bit.ly/DIR-Retaliation をご覧ください。

不服申し立て

ご自身の権利について質問がある場合や不服を申し立てる場合は、公民権局にお問い合わせください：

Civil Rights Department

オンラインの場合：<http://ccrs.calcivilrights.ca.gov/s/>

郵送の場合：651 Bannon Street, Suite 200, Sacramento, CA 95811

電話の場合：800-884-1684 (音声)、800-700-2320 (TTY)、またはカリフォルニア州リレーサービスの711番